

静岡県告示第62号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため事前届出があったので、漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号。以下「令」という。）第5条第3項の規定により告示する。

なお、令第5条第3項の規定により添付された指定漁船調書を平成29年2月7日から起算して15日間、静岡漁業協同組合に備え置いて縦覧に供する。

平成29年2月7日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 発起人の住所氏名

静岡県沼津市志下327-4	大川 隆夫
エンゼルハイム静岡901	
静岡県沼津市馬込182-3	伊集院 兼和
静岡県沼津市江浦189-1	大木 恒夫
静岡県沼津市多比328-4	渡邊 仁義
静岡県沼津市口野55-43	青木 茂雄

2 加入区

静岡加入区

3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称

静岡漁業協同組合